

蒲郡市立小中学校の規模に関する課題検討にあたって

1 学校規模や学級編制の目安

(1) 学校規模の標準

国は、小中学校の規模の標準について、学級数により次のとおりに設定しています。【学校教育法施行規則第 4 1 条及び第 7 9 条】

○ 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。

○ ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

※ この学校基準の標準は、通常学級の数について定めるものです。

特別支援学級の数の標準については、特に定めはありません。

(2) 学校編制の標準

一つの学級を編成する際の児童生徒数の基準について、国及び県が「学級編制の標準」を示しています。

愛知県の小中学校においては、愛知県の基準に基づき、単式学級や複式学級、特別支援学級が編成されています。

ただし、学級編制の弾力化及び教職員定数配置における市町村裁量の拡大により、蒲郡市では普通学級においては、全学年の少人数学級編制（35 人学級）を実施しています。

		小学校	中学校
単式学級	国（法令）の基準	40 人 1 年生は 35 人	40 人
	愛知県の基準	40 人 1 年生は 35 人	40 人
	愛知県の加配	1・2 年生は 35 人	1 年生は 35 人
	蒲郡市の編制	35 人	35 人
複式学級	国（法令）の基準	16 人 1 年生を含む場合は 8 人	8 人
	愛知県の基準	14 人 1 年生を含む場合は 7 人	8 人
特別支援学級	国（法令）の基準	8 人	
	愛知県の基準	8 人	

(3) 学級編制の仕方

愛知県の基準による学級編制は、具体的には次のように行われます。

①単式学級

単式学級は、一つの学年の在学者で構成されている学級のこと、次のように編成します。

ア 小学校1、2年生・中学校1年生（※蒲郡市全学年適用）

1学級を35人以下で編成します。当該学年の児童生徒数が35人以下の場合は、1学級のみで編成します。

イ その他の学年

1学級を40人以下で編成します。当該学年の児童生徒数が40人以下の場合は、1学級のみで編成します。

②複式学級

複式学級は、二つ以上の学年の在学者で構成されている学級のこと、次のように編成します。なお、本市では現在のところ、複式学級を編成する学校はありません。

ア 小学校1年生を含む場合

小学校1年生を含め、引き続き複数学年の児童数の合計が7人以下の場合は、複式学級を編成します。

イ 小学校2年生以上

小学校2年生以上で引き続き複数学年の児童数の合計が14人以下の場合は、複式学級を編成します。

なお、複式学級は、原則として低学年（1、2年生）、中学年（3、4年生）、高学年（5、6年生）の区分により2学年ずつで編成し、かつ、児童への学習指導上の配慮から、年度ごとに複式学級と単式学級が交互に発生しないよう配慮することとなっています。

ウ 中学校1～3年生

中学校で引き続き複数学年の生徒数の合計が8人以下になると複式学級を編成します。

③特別支援学級

特別支援学級は、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級を編成します。

ア 小学校、中学校

1学級を8人以下で編成します。

2 小学校別の入学児童数の見込み

愛知県では、複数学年の児童数が14人以下(1年生を含む場合は7人以下)の場合に複式学級となるため、入学児童数が7人以下となる学校と時期を予測することが必要です。
 また学校施設管理・更新時においては、単式学級になる年度も想定しながら、適正に計画することが求められます。 ※下表は、現時点の住民台帳を元に児童・学級数の推計したもの

(単位、男・女・計：児童数、学級：クラス数)

生まれた年度	2013(H25)				2014(H26)				2015(H27)				2016(H28)				2017(H29)				2018(H30)				2019(R1)				R8年度	R2年度
入学年度	2020(R2)				2021(R3)				2022(R4)				2023(R5)				2024(R6)				2025(R7)				2026(R8)				学級数	学級数
学校	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	男	女	計	学級	推計値	比較
大塚小	30	19	49	2	18	19	37	2	23	15	38	2	26	17	43	2	19	23	42	2	23	21	44	2	17	17	34	1	11	-1
三谷小	14	12	26	1	12	16	28	1	16	20	36	2	19	10	29	1	15	24	39	2	11	10	21	1	9	17	26	1	8	0
三谷東小	24	25	49	2	24	18	42	2	28	17	45	2	29	20	49	2	24	17	41	2	32	26	58	2	23	13	36	2	12	0
蒲郡南部小	36	23	59	2	28	30	58	2	31	35	66	2	27	33	60	2	32	28	60	2	29	21	50	2	23	26	49	2	12	0
蒲郡東部小	21	18	39	2	26	22	48	2	17	24	41	2	24	15	39	2	26	28	54	2	20	25	45	2	13	23	36	2	12	0
竹島小	25	27	52	2	27	25	52	2	30	23	53	2	39	20	59	2	18	26	44	2	35	25	60	2	24	19	43	2	12	0
蒲郡北部小	19	30	49	2	29	20	49	2	29	23	52	2	24	21	45	2	19	25	44	2	20	19	39	2	31	20	51	2	12	0
蒲郡西部小	6	7	13	1	3	3	6	1	12	6	18	1	2	3	5	1	8	5	13	1	8	3	11	1	5	1	6	1	6	0
中央小	20	23	43	2	30	30	60	2	33	16	49	2	25	25	50	2	20	21	41	2	24	28	52	2	18	20	38	2	12	0
塩津小	34	28	62	2	30	37	67	2	48	38	86	3	37	25	62	2	48	32	80	3	45	43	88	3	28	49	77	3	16	0
形原小	38	27	65	2	36	19	55	2	32	23	55	2	21	16	37	2	19	9	28	1	21	22	43	2	16	19	35	1	10	-2
形原北小	43	39	82	3	37	35	72	3	37	30	67	2	20	34	54	2	30	30	60	2	31	19	50	2	26	30	56	2	13	-3
西浦小	17	18	35	1	12	14	26	1	23	15	38	2	10	10	20	1	13	11	24	1	14	10	24	1	14	5	19	1	7	-3
小学校計	327	296	623	24	312	288	600	24	359	285	644	26	303	249	552	23	291	279	570	24	313	272	585	24	247	259	506	22	143	-9

※上記の推計値については、転入や転出等の人口移動による、児童数の増減は考慮しない。

3 国が示す課題と対応

国は、2015（平成27）年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」※参考⑤（以下、「手引き」という。）において、学級数に関する視点から課題を整理するとともに、対応の方向性を示しています。

その前提となる基本的な考え方としては、次のような教育的な観点の重要性を示しています。（手引き p. 2～3）

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから一定の学校規模を確保することが重要となります。

(1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題（手引き p. 6～7）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。（次頁に続く）

また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、下記に記載のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなり、教員負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

(2) 教職員が少ないことによる学校運営上の課題（手引き p. 8）

- ①経年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響（手引き p. 8～9）

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(4) 望ましい学級数の考え方（手引き p. 9）

上記（1）～（3）の課題等を踏まえ、望ましい学級数の考え方を次のとおり示しています。

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには **1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいもの**と考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、**少なくとも9学級以上**を確保することが望ましいものと考えられます。

(5) 学校規模の標準を下回る場合の対応（手引き p. 11）

国の手引きにおいては、「学校規模の標準」（12～18学級）を下回る小中学校に関して考え得る対応について、学級数を目安として次のとおり整理しています。

①小学校の場合

学級数	対 応
1～5	<p>複式学級が存在する規模</p> <p>○学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p> <p>○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
6	<p>クラス替えができない規模</p> <p>○一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p> <p>○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
7～8	<p>全学年ではクラス替えができない規模</p> <p>○学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p> <p>○今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。</p>
9～11	<p>半分以上の学年でクラス替えができる規模</p> <p>○学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>

②中学生の場合

学級数	対 応
1～2	<p>複式学級が存在する規模</p> <p>○学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p> <p>○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
3	<p>クラス替えができない規模</p> <p>○一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。</p> <p>○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。</p>
4～5	<p>全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模</p> <p>○学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p> <p>○今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。</p>
6～8	<p>全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模</p> <p>○学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>
9～11	<p>全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模</p> <p>○教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。</p>

4 検討を要する事項

(1) 本市として標準と捉える学校規模の設定

国は、「学校規模の標準」を12学級以上18学級以下としています
が、市立小中学校の現状や見通しを把握しながら、本市として標準と捉える
学校規模を明確にする必要があります。

(2) 課題整理を要する学校規模

本市においては、課題整理を要する学校規模として、国の手引きにおいて
「学校規模の標準」を下回る小中学校に着目し、今後において想定しう
る対応方法を整理することに主眼を置き、検討を進めていく必要があると
考えます。

なお、本市においては国の「学級規模の標準」を上回る学級数規模の学
校はありません。

(3) 市の全体計画を踏まえた対応

本市では、今後の公共施設等の整備を進めるための計画を定めており、
学校教育施設に関する方針についても定めています。また、学校施設につ
いては中学校区を単位とした地区個別計画（※一部策定済）の策定を進め
ており、小中学校の規模に関する課題解決にあたっては、市の計画におけ
る方針・方向性や内容を踏まえ、具体的な方法などを明らかにしていく必
要があります。

① 蒲郡市公共施設マネジメント実施計画（2017（平成29）年3月 策定）で定める基本的な考え方（抜粋）

【学校】小中一貫化や統合などを視野に入れて学校規模に再編してい
きます。

② 地区個別計画「塩津地区」・「西浦地区」（2018（平成30）年 8月策定）で定める内容（抜粋）

【塩津地区】小学校・保育園・公民館の機能を現在の塩津小学校と塩
津公民館の敷地に集合させ、「子育て」と「交流」の拠
点を形成します。

【西浦地区】小学校・中学校・公民館の機能を現在の西浦小学校の敷
地に集合させます。

(4) 手順の明確化

学校の小規模校に関する課題解決を円滑に進めていくためには、検討の
対象とする規模や個別の議論を進める手順などを、あらかじめ明確にし
ておく必要があります。

5 想定しうる課題解決の方法

小規模校に関する課題解決を図るための手段は、次のようないくつかの選択肢を想定することができます。

(1) 学校の統合

児童生徒数が減少している学校を隣接する学校と統合し、学校規模を維持する方法。行政が一方的に進める性格のものではなく、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが望まれる。また、統合する場合、配置についても検討をすることが大事である。

(2) 小中一貫教育の導入

近年では、子供の発達の早期化やいわゆる中1ギャップ、学習内容の高度化等への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、小中一貫教育を導入する自治体が増加している。

文部科学省は、小中一貫教育制度の留意事項として、「学校統廃合の促進を目的とするものではないこと」や「設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること」を示しているが、学校統合に関連する取組として、小中一貫教育の内容を把握することは重要と考える。なお、小中一貫教育制度には、下記のとおり大きく2つの形態があります。

『義務教育学校』

一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年間の学校で教育を行う形態

『小中一貫型小・中学校』

組織上独立した小学校及び中学校（校長は各学校一名の二人体制）が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態

(3) 通学区域の見直し

通学区域の一部について、隣接する学校の通学区域に編入させる方法。

(4) 学校選択制の導入

保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定するもの。

(5) その他

特認校制度（※）を採用、他校との合同授業の実施などが想定される。

※小規模校のよさを生かし、特色ある学校づくりを行い、その学校で学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず入学を許可する制度